（脱炭素化・資源利用推進室並びに上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官）

第六十一条の二　上下水道企画課に、脱炭素化・資源利用推進室並びに上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

2　脱炭素化・資源利用推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道及び下水道に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に関する政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　発生汚泥等（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条の二第一項（同法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する発生汚泥等をいう。）の再生利用の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

3　脱炭素化・資源利用推進室に、室長を置く。

4～6　（略）

（事業マネジメント推進室及び流域計画調整官）

第六十一条の四　（略）

2・3　（略）

4　流域計画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道法第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関すること。

二・三　（略）

（住環境整備室及び公共住宅活用推進官）

第七十六条　住宅総合整備課に、住環境整備室及び公共住宅活用推進官一人を置く。

2・3　（略）

4　公共住宅活用推進官は、命を受けて、公共住宅の整備及び活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官）

第六十一条の二　上下水道企画課に、上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

（新設）

2～4　（略）

（事業マネジメント推進室及び流域計画調整官）

第六十一条の四　（略）

2・3　（略）

4　流域計画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関すること。

二・三　（略）

（住環境整備室及び公共住宅事業調整官）

第七十六条　住宅総合整備課に、住環境整備室及び公共住宅事業調整官一人を置く。

2・3　（略）

4　公共住宅事業調整官は、命を受けて、公共住宅の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

（市街地住宅整備室）

第七十九条　市街地建築課に、市街地住宅整備室を置く。

2・3　（略）

（削る）

（駅機能高度化推進官）

第八十一条の二　都市鉄道政策課に、駅機能高度化推進官一人を置く。

2　駅機能高度化推進官は、命を受けて、既存の都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等の駅の機能の高度化の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、自動車事故対策事業企画調整官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　安全政策課に、安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官及び事故防止対策推進官それぞれ一人、自動車安全監査官並びに自動車事故対策事業企画調整官、訟務官及び被害者保護企画調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　保障事業室は、政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事務（自動車事故対策事業企画調整官及び訟務官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5～11　（略）

12　自動車事故対策事業企画調整官は、次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一～三　（略）

13・14　（略）

（市街地住宅整備室及び景観建築企画官）

第七十九条　市街地建築課に、市街地住宅整備室及び景観建築企画官一人を置く。

2・3　（略）

4　景観建築企画官は、命を受けて、建築基準法第三章に規定する都市計画区域等における建築物の敷地、構造及び建築設備に関する基準並びにその特例措置並びに建築協定に関する事務で市街地における良好な景観の形成に資する建築（工作物の設置を含む。）に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関するものをつかさどる。

（駅機能高度化推進企画官）

第八十一条の二　都市鉄道政策課に、駅機能高度化推進企画官一人を置く。

2　駅機能高度化推進企画官は、命を受けて、既存の都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等の駅の機能の高度化の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、自動車事故対策事業企画官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　安全政策課に、安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官及び事故防止対策推進官それぞれ一人、自動車安全監査官並びに自動車事故対策事業企画官、訟務官及び被害者保護企画調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　保障事業室は、政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事務（自動車事故対策事業企画官及び訟務官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5～11　（略）

12　自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一～三　（略）

13・14　（略）